札幌市指定給水装置工事事業者 指定の更新申請手続きについて

1 受付日時

月曜日から金曜日までの毎日 (ただし、祝日及び年末年始(12月30日~1月3日)を除く。) 午前9時から11時30分まで、午後1時から2時30分まで

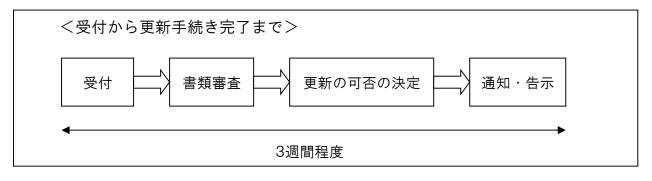
2 受付場所

札幌市水道局 2 階 給水装置課給水技術係 (札幌市中央区大通東 1 1 丁目 2 3 番地 電話 011-211-7055)

- 3 指定の更新要件 (水道法第25条の3、水道法施行規則第20条)
 - (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。
 - (2) 次の機械器具を有すること。
 - イ 管の切断用の機械器具(金切りのこ等)
 - ロ 管の加工用の機械器具(やすり、パイプねじ切り器等)
 - ハ 接合用の機械器具(トーチランプ、パイプレンチ等)
 - 二 水圧テストポンプ
 - (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土 交通省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - ハ 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 二 指定を取り消された日から2年を経過しない者
 - ホ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理 由がある者
 - へ 法人の役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

4 更新の通知と告示

申請日からおおむね3週間程度で更新の可否を決定し、申請者へ通知するとともに、指定の更新を行った旨を告示します。



5 提出書類 (水道法第25条の2、水道法施行規則第18条、19条) 以下の「指定の更新時の提出書類確認表」を参考にすること。

北中の事が叶の坦い事を示さ

指定(の更新	時の提	出書類確認表 ●:必	要 △:該当する場合 ▲:郵送する場合
法人	個人	No.	提出書類一覧	備考
•	•	1	指定給水装置工事事業者指定申請書(様式)	押印不要
•	•	2	機械器具調書(様式)	写真等不要
•	•	3	誓約書(様式)	-
•	•	4	給水装置工事主任技術者免状又は 給水装置工事主任技術者証の写し	選任している主任技術者全員分を添付
•	_	5	定款又は寄付行為の写し	-
•	_	6	登記簿の謄本又は登記事項証明書の 原本 (履歴事項全部証明書)	申請日前1カ月以内に発行されたもの
_	•	7	住民票の 原本	申請日前1カ月以内に発行されたもの
•	•	8	指定給水装置工事事業者の 事業運営に関する確認書(様式)	内容に応じて、No.8-1 ~ No.8-4を添付 (それぞれ該当しなければ添付不要)
Δ	Δ	8-1	冬のくらしガイド掲載アンケートの写し	「No.8 事業運営に関する確認書」の 業務内容がアンケート内容と変わらなく、 記入を省略する場合
Δ	Δ	8-2	指定給水装置工事事業者の 講習会の終了証の写し	受講している場合 (終了証を発行していない講習会の 場合、添付不要)
Δ	Δ	8-3	給水装置工事主任技術者の研修会の受講を 証明する書類の写し (例)eラーニング試験実施履歴 研修終了日が記載された主任技術者記	受講している場合 (終了証を発行していない研修会の 場合、添付不要)
Δ	Δ	8-4	資格を証明する書類の写し (例)給水装置工事配管技能検定合格者証 配管科の課程終了証書	「配水管からの分岐〜水道メーター」 の工事を実施する場合
A	A	9	指定更新の郵送等受付に伴う確認書(様式)	郵送申請する場合

6 更新申請手数料 (札幌市水道事業給水条例第34条、別表4)

(角形2号封筒、140円切手貼付済のもの)

8,000円

10

返信用封筒

申請時に納付書を発行しますので、庁舎内の金融機関でお支払いください。(領収書を 確認してから受付致します。)

郵送申請する場合

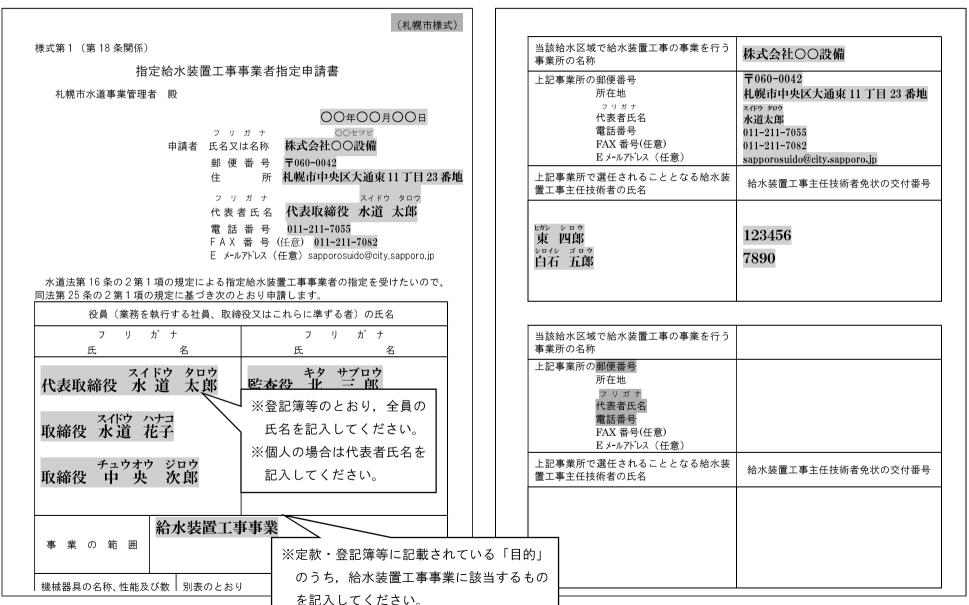
7 注意事項

- ・指定の有効期間内に更新の申請がなかった場合は、指定の失効となります。失効しま したら、給水装置工事をすることが出来なくなりますので、ご注意ください。
- ・指定事項や選任している主任技術者の変更の届出が漏れていると、更新できない場合 がありますので、事前に変更手続きをお願い致します。

(記載例1) 指定給水装置工事事業者指定申請書

(表面)

(裏 面)



(記載例2)機械器具調書

別表(第18条関係)

機械器具調書

○○年○○月○○日現在

種別 名称 型式、性能 数量 備考 管の切断用の機械器具 金きりのこシャーパーエンジンカッターパイプカッター 1 かすりパイプカッターパイプカッター 機械器具 Pop (123) 1 接合用の機械器具 トーチランプパイプレンチ GH9 1 水圧テストポンプ 水圧テストポンプ IJK001 1						
エンジンカッター パイプカッター ABC-123 1 管の加工用の 機械器具 やすり パイプねじ切り器 2 接合用の機械 器具 トーチランプ パイプレンチ F678 GH9 1	種別	名 称	型式、性能	数量	備	考
接合用の機械 トーチランプ F678 1 器具 パイプレンチ GH9 1		シャーパーエンジンカッター	ABC-123	1		
器具 パイプレンチ GH9 1			DE-45	2 1		
水圧テストポンプ 水圧テストポンプ IJK001 1						
	水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	IJK001	1		
1 1 1						

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(記載例3)誓約書

様式第2 (第18条及び第34条関係)

誓約

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イから

へまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

氏名又は名称 株式会社〇〇設備

住所 札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地

代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

札幌市水道事業管理者 殿

(記載例4)

指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書

届出先 札幌市水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

☆ 〒 060-0041

札幌市中央区大通東11丁目23番地

^{氏名又は名称} 株式会社○○設備

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

1 指定給水装置工事事業者の業務内容

直近の「冬のくらしガイド」への掲載に関するアンケートへの回答と内容に変更がない場合は、アンケート回答用紙の写しを添付し、次の□に✔を付けてください。(回答用紙の写しがあれば、(1)~(2)の記載は不要です。)

□以下は別添のとおりのため、記入しない

(1) 指定給水装置工事事業者一覧(全事業者)の掲載について

\$
① 対応している給水装置の工事内容を教えてください。(該当するものに〇) ※複数回答可
【新設・改造・撤去・修繕】
② 営業時間 (例)午前8時~午後5時 (例)24時間等
(営業時間が修繕対応時間と異なる場合は、別途、修繕対応時間も記入してください。)
営業時間 9 時~17 時
③ 休業日 (例)土・日・祝日 (例)隔週土曜日・日
土·日·祝日
④ 夜間等緊急時の連絡先
(掲載しない場合は、未記入で構いません。掲載する場合は、 <u>確実に連絡が取れる電話番号</u> を一つ記入願います。)
○○○-○○○○(代表者携帯)
⑤ 札幌市公式ホームページの全事業者名簿にて公表しても良い項目に丸をつけてください。 ※複数回答可
【 A 对応工事内容 · B 营業時間 · C 体業日 · D 緊急連絡先 】

(2) 修繕工事を行う指定給水装置事業者名簿の掲載について

上記①で、修繕工事の対応をしていると回答した方に伺います。(修繕対応を行ってない場合記載不要)

⑥ 札幌市公式ホームページの修繕工事施工指定事業者名簿に掲載を希望します	
か。(上記②~③及び下記⑦~⑨についてはすべて公表となります。また、これらの記	【はい・いいえ】
載がない場合は名簿に掲載できません)	
⑦ 一般修繕(水抜栓のパッキン取替え等の一般的な修繕)を施工しますか。	[はい・いいえ]
⑧ 漏水修繕(埋設管等の漏水修理)を施工しますか。	[はい・いいえ]
⑨ 凍結修繕(凍結解氷)を施工しますか。	【はい・(いえ)】

[※] 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに札幌市水道局にその旨を届け出るようお願いします。

別紙 1

(記載例4)

2 札幌市水道局または日本水道協会等が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

受講年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 : 未受講

未受講の場合、その理由(

- 3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)
 - ・外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。
 - ・自社内研修については、研修会名(実施団体)欄に、研修内容を記載してください。
 - ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※研修に含まれるべき事項

- ① 水道法(給水装置関連)
- ② 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
- 給水装置工事主任技術者の職務と役割
- ③ 給水装置の事故事例と対策技術
- ・給水装置の構造及び材質 ④ 給水装置の維持管理(故障・異常の原因と修繕工事法)

受講者名	研修会名(実施団体)	受講年月日
水道 太郎	給水工事振興財団 eラーニング	R〇年〇月〇日
水道 花子	自社内研修 給水装置工事の事故事例と対策について	R〇年〇月〇日

水道法施行規則

- **第36条** 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)
- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の<u>給水装置工事の施行技術</u> の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(記載例4)

- 4 過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能 を有する者の状況(下請け等も含む)
- ・資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。
- ・過去一年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。
- ・「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※保有資格等の例

- ① 水道事業者等によって行われた試験等による資格(配管工、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

□「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施行しない

1		T	
技能を有する者の	配水管への分水栓の取	保有している資格等	工事
氏名	付・せん孔、給水管の接		年度
201	合、いずれの経験も有して		1/2
	いるか(○×を記入)		
	0.0%(O v 5 lb)()		
水道 太郎	0	配管技能者講習会修了者	R4
I	1		

水道法施行規則

- **第36条** 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)
- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーター までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異 常を生じさせることがないよう<u>適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又</u> はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。